相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区舞岡町八六六番地一六、最後の住所横浜市西区南浅間町一八番地六ロワール横浜西四〇二号

被相続人　亡　堀内　宣男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

横浜市中区弁天通五丁目七〇番地日本興亜馬車道ビル三階横浜中央法律事務所

相続財産管理人　市川　統子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市町屋町チ部二番地の一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大筆　悌二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

事務所石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　藤井　昭雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町春木ハ部二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　北原　啓司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　藤井　昭雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市盤若野町ヘ部二四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　兵庫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

事務所石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　藤井　昭雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市大知波一九六番地の二、最後の住所静岡県湖西市新所原三丁目五番二八号

被相続人　亡　岡部　義昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

静岡県湖西市古見一〇四一番地の二

相続財産管理人　司法書士　白井　聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区飯田橋二丁目二六番地一、最後の住所静岡県伊東市宇佐美三四〇八番地の五

被相続人　亡　渡邊　好枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

静岡県熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル六階橋本正夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙山　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市東町二五一番地、最後の住所東京都目黒区東が丘二丁目一一番二号パークハウス二〇一

被相続人　亡　久保田俊次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

静岡県藤枝市田沼一丁目一四番二三号

相続財産管理人　司法書士　羽根田龍彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市港区正徳町六丁目五〇番地の三一、最後の住所愛知県弥富市上押萩二丁目七番地七

被相続人　亡　纐纈　茂美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

愛知県名古屋市中区丸の内三―二―二九ヤガミビル五〇一号・六〇一号

相続財産管理人　弁護士　檀浦　康仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区上賀茂朝露ヶ原町八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田村　いと

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九五番地一

延寿堂第二ビル五階

相続財産管理人　弁護士　中　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宮津市字万町六二〇番地、最後の住所不明

被相続人　亡　髙尾榮次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

京都府与謝郡与謝野町字幾地一七五六番地七

相続財産管理人　司法書士　牛田　敏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区鷹合二丁目一番地、最後の住所大阪市東住吉区鷹合二丁目七番一号

被相続人　亡　塚本小彌太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一

相続財産管理人弁護士　坂東　功一

株主総会招集のお知らせ

株主各位

当社は、臨時株主総会を二〇一一年十二月六日午前十時から当社本店（左記）会議室にて開催致しますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。なお、決議事項は、（第一号議案）当社株式売買承認の件、及び、（第二号議案）取締役選任の件であります。

二〇一一年十一月二十二日

Jl. Akasia 1 Blok A5 No.1B Lippo Cikarang Bekasi Jawa Barat 17550

PT. Yamamoto Keiki Indonesia

代表取締役　山本信太郎

第10期決算公告　平成23年11月22日

札幌市中央区大通西十一丁目4番地大通藤井ビル

日成コンサルティング株式会社

代表取締役　吉川　孝

貸借対照表の要旨

（平成23年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,888
	固定資産	12,190
	合計	30,078
負債及び純資産の部	流動負債	2,923
	固定負債	6,629
	負債の部合計	20,525
	資本金	22,000
	資本剰余金	1,194
	利益剰余金	△2,669
	その他利益剰余金	△2,669
	（うち当期純利益）	(5,479)
	合計	30,078

第13期決算公告　平成23年11月22日

埼玉県春日部市米島358番地53

株式会社システム・ロジックス

代表取締役　吉田　忠功

貸借対照表の要旨（平成23年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	19,190
	固定資産	1,000
	合計	20,190
負債及び純資産の部	流動負債	4,511
	（うち賞与引当金）	(473)
	負債の部合計	4,511
	株主資本	15,679
	資本金	12,000
	利益剰余金	3,679
	利益準備金	34
	その他利益剰余金	3,645
	（うち当期純利益）	(3,985)
	純資産の部合計	15,679
	合計	20,190